

■介護保険制度の流れ

高 齢 者

今は特に介護を必要としない高齢者の方

生活機能の低下を早期に把握します
生活機能が低下していて、介護の必要となるおそれのある高齢者を、さまざまな方法により早期に把握します。

- ①基本健康診査の受診結果
- ②主治医や民生委員など関係機関との連絡
- ③保健師の訪問活動
- ④要介護認定での「非該当者」
- ⑤本人あるいは家族からの直接相談

介護予防サービスの対象となる可能性のある方(地域支援事業)

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、生活機能の低下している高齢者の健診結果を確認したり、日常生活での問題点などを把握したりして「介護予防サービス(地域支援事業)」の対象者を選定します。

保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士など専門性の高い職員がこれらの業務に当たります。

市では、市内に4つの地域包括支援センター(2つの分室)を設置することになっています。

- ①豊岡地域包括支援センター
 - ②城崎・竹野地域包括支援センター(分室含む)
 - ③日高地域包括支援センター
 - ④出石・但東地域包括支援センター(分室含む)
- (※①②は開設済、③④は6月開設予定)

自立して生活できる方などすべての高齢者の方

介護や支援が必要になるおそれのある方

介護や支援が必要な高齢者の方

要介護認定の申請

介護や支援が必要になった時は、市の介護保険窓口で要介護認定の申請を行います。

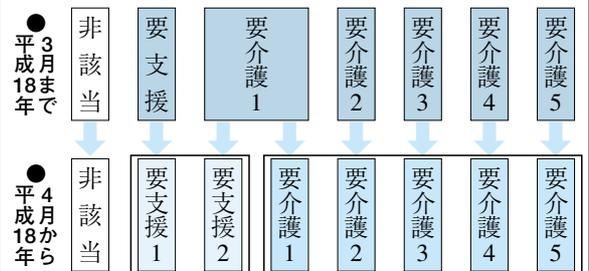
40~64歳の方は、加齢に伴う特定疾病により「介護が必要」と判定された方は介護サービスを利用できましたが、新たに「末期がん患者」の方も対象となりました。

介護認定審査会

認定調査 + 主治医意見書 = 認定結果

(どれくらいの介護が必要か 審査・判定を行います)

介護認定の区分(18年4月から変わりました)



支援が必要とされる方

介護が必要とされる方

介護予防ケアプランの作成(介護予防ケアマネジメント)

【介護予防サービスの流れ】

- ①利用者の心身や生活状態についてアセスメント(事前評価)を実施
- ②保健師を中心に利用者と話し合いながら介護予防ケアプランを立案
- ③介護予防ケアプランにもとづき事業者提供のサービスを利用
- ④3~6か月ごとのサービス効果を確認しつつサービス内容を再検討

介護や支援が必要になるおそれのある方

地域包括支援センターで保健師を中心に簡易な介護予防ケアプランを作成。これにもとづいて、市の行う介護予防サービス(地域支援事業)が利用できることとなります。

介護予防サービス(地域支援事業)

「要支援1」「要支援2」と認定された方

地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成。利用者も、これにもとづいて介護保険の「介護予防サービス」を利用することとなります。

介護予防サービス(新予防給付)

ケアプランの作成(ケアマネジメント)

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に見合うケアプランを作成します。利用者は、これにもとづいて介護サービス事業者の提供する「介護サービス」を利用することとなります。

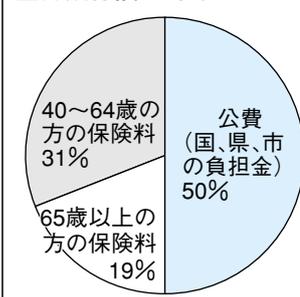
施設入所の場合

介護保険施設に入所する場合は、その施設内でケアプランを立てることとなります。

介護サービス

《問合せ》
介護保険課 ☎ 24-24001

■介護保険の財源



介護サービス費用のうち利用者負担部分(費用の1割相当分)

市は介護保険運営に必要な財源は、国、兵庫県、市が全体の半分を負担し、残りの半分は介護保険に加入するすべての方々に保険料として負担していただいています。介護保険は皆さんの保険料によって支えられています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

皆さんの保険料が介護保険制度を支えています